

2. 神戸松蔭大学大学院学位規程

(目的)

第 1 条 この規程は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条ならびに神戸松蔭大学大学院学則第24条の規定に基づき、本学大学院（以下、本大学院という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本大学院において授与する学位および付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

修士（国語国文学）

修士（心理学）

(学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、本大学院修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第 4 条 修士学位論文（以下修士論文という。）の提出に関しては、次のとおりとする。

- (1) 本大学院修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者でなければ提出できない。ただし、特に優れた業績をあげた者については1年以上の在学期間をもって可とすることができる。
- (2) 修士論文は指導教員の指導のもとに作成し、その承認を得て提出するものとする。
- (3) 修士論文は正本1部、副本2部を論文要旨を付して、学長に提出するものとする。
- (4) 修士論文の提出期間は別に定める。

(学位論文の審査および最終試験)

第 5 条 学位論文の審査は、大学院委員会の定める審査委員がこれを行う。

- 2 前項の審査を行うため、専攻分野および関連分野の教員3名（主査1名、副査2名）をもって審査委員会を設置するものとする。
- 3 大学院委員会が必要と認めたときは、本大学院教員以外の教員等に審査委員を委嘱することができる。
- 4 審査委員会は、学位論文の審査のほか、最終試験または学力認定も併せ行うものとする。
- 5 最終試験および学力認定は、当該専攻コースに準じ、口述または筆記試験、または論文によって行う。

(審査および最終試験または学力認定の期間)

第 6 条 第3条第1項および第2項による者の学位論文の審査並びに最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 第3条第3項による者の学位論文の審査並びに学力認定は、その提出日から1年以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第 7 条 審査委員会は、学位論文の審査結果と最終試験または学力認定の結果を要旨と意見を添えて、研究科長に報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、著しく不良であると認めるときには、最終試験または学力認定を行わないことができる。

(学位授与の議決)

第 8 条 大学院委員会は前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し議決する。

- 2 前項の議決には、大学院委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の同意がなければならない。
- 3 大学院委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は論文および審査の要旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 9 条 学長は、前条の大学院委員会の議決に基づき、所定の学位記を授与する。学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第 10 条 本大学院から学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、次のように本大学名を付記しなければならない。

修士（国語国文学）神戸松蔭大学

修士（心理学）神戸松蔭大学

(学位の取り消し)

第 11 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は大学院委員会の審議を経て学位を取り消すことができる。

- 2 前項の議決は8条2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 12 条 学位記の様式は別に定める。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、大学院委員会の意見を聴き、学長が行う。

附 則 この規程は、2024年12月12日に改正し、2025年4月1日より施行する。